

広島県訓令第一号

商 工 労 働 局

各 職 業 能 力 開 発 校

広 島 障 害 者 職 業 能 力 開 発 校

広島県立職業能力開発校等の訓練生に対する訓練手当等支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県立職業能力開発校等の訓練生に対する訓練手当等支給規程の一部を改正する訓令

広島県立職業能力開発校等の訓練生に対する訓練手当等支給規程（昭和四十五年広島県訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号の二中「幼稚園」の下に「（特別支援学校の幼稚部を含む。）」を、「小学校」の下に「（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。